

8 罰則に関すること

1 地方税法等に基づく罰則は、宿泊事業者でなく、宿泊税を支払わなかった宿泊客に科すべきではないか。

A 罰則については、納税管理人に係る不申告に関する過料を除き、司法機関である裁判所が科すものであり、行政機関である金沢市が科すものではありませんが、罰則が適用されることのないよう、宿泊事業者への連絡や周知に努めるほか、申告や納入に関する相談をいただければ、個別に対応してまいります。

また、宿泊税の罰則については、法令等に基づき取り扱うことから、納税者に対する罰則はありませんが、宿泊税の納付についてご理解いただけるよう、今後も周知に努めてまいります。

2 特別徴収義務者の事務的負担について軽視されているにもかかわらず、罰則が厳しい。施行前に十分な議論がなされるべきだった。

A 特別徴収義務者に科される罰則等については、他の市税をはじめ、国税・県税においても同様に設けられており、いずれも税の公平性等を確保するため法令に規定されておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、平成31年4月の宿泊税課税開始以降、ご指摘の罰則等が特別徴収義務者に適用されることのないよう、本市としても、宿泊税に関する課税・徴収事務について周知に努めてまいります。